

盛岡市歴史的街並み整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成20年12月26日から施行する。

平成20年12月26日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

## 盛岡市歴史的街並み整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 盛岡の歴史的街並みの保存及び活用を図るため、重点保存地区において建築物所有者等が歴史的建造物の修理及び建築物の修景に係る工事を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的街並み 建築物が周囲の環境と一体をなして重点保存地区における伝統と文化を具現し、及び形成している街並みをいう。
- (2) 重点保存地区 盛岡市歴史的街並み保存活用基本計画（平成20年7月22日市長決裁）で定める重点保存地区をいう。
- (3) 建築物所有者等 建築物の所有者及び建築物の所有を目的とする土地の所有権、地上権又は土地の賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。
- (4) 歴史的建造物 盛岡市歴史的街並み保存活用基本計画に基づき市長が指定する建築物をいう。
- (5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定めるもののうち、重点保存地区内に存するものをいう。ただし、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）に基づき指定する保存建造物を除く。
- (6) 修景 建築物の外観を次に掲げる基準に適合させるために改修し、又は新築することをいう。
  - ア 屋根は、<sup>かわら</sup>瓦又は薄鉄板でふかれていること。
  - イ 外壁又は塀は、しっくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。
  - ウ 改修し、又は新築した建築物の形態及び意匠が、歴史的街並みと調和していること。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に定めるところとする。

### (申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算

して15日以内とする。

(提出書類)

第5 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

別表第1 (第3関係)

| 区分           | 経費  | 補助額   |
|--------------|---|---|
| 歴史的建造物       | 工事が完了した日から5年以上の期間、内部公開を行う歴史的建造物の外観保存のための修理（構造耐力上必要な部分の修理を含む。以下同じ。）に係る工事に要する経費 | 当該経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円を限度とする。 |
|              | 上記以外の歴史的建造物の修理に係る工事に要する経費   | 当該経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。 |
| 歴史的建造物以外の建築物 | 修景に係る工事に要する経費   | 当該経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。 |

別表第2 (第5関係)

| 条項               | 提出書類                          | 提出部数 | 提出期日       |
|------------------|-------------------------------|------|------------|
| 規則第4条            | 1 盛岡市歴史的街並み整備事業補助金交付申請書       | 1部   | 別に定める。     |
|                  | 2 事業計画書                       | 1部   |            |
|                  | 3 経費の見積書の写し                   | 1部   |            |
|                  | 4 工事の内容が分かる図面                 | 1部   |            |
|                  | 5 その他市長が必要と認める書類              | 1部   |            |
| 規則第6条第1項第1号及び第2号 | 1 盛岡市歴史的街並み整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 | 1部   | 別に定める。     |
|                  | 2 その他市長が必要と認める書類              | 1部   |            |
| 規則第12条第1項        | 1 盛岡市歴史的街並み整備事業補助金請求（精算）書     | 1部   | 事業完了後20日以内 |
|                  | 2 事業実績書                       | 1部   |            |
|                  | 3 工事請負契約書の写し（原本証明のあるものに限る。）   | 1部   |            |

|        |                           |    |        |
|--------|---------------------------|----|--------|
|        | 4 経費の請求書又は領収書の写し          | 1部 |        |
|        | 5 工事写真（修理又は修景の内容が確認できるもの） | 1部 |        |
|        | 6 その他市長が必要と認める書類          |    |        |
| 規則第14条 | 盛岡市歴史的街並み整備事業補助金前金払請求書    | 1部 | 別に定める。 |